

令和3年4月1日施行「オンサイト利用規約」新旧対照表

新	旧
<p>別添様式第6号別添（調査票情報の提供に係る利用規約）</p> <p>第3条</p> <p>1（略）</p> <p>2 前項の受託業者等による再委託は、<u>提供者が認めた場合を除き</u>、認めないものとする。</p> <p>第4条</p> <p>1 利用者は、自己の都合により、<u>提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において</u>、履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、<u>申出者を通じて</u> 提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条</p> <p>利用者は、自らの不注意などにより調査票情報が漏洩していることが判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合は、<u>申出者を通じて</u> 速やかに提供者に報告しその指示に従うものとする。</p> <p>第10条</p> <p>1 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、報告書（利用後の措置状</p>	<p>別添様式第6号別添（調査票情報の提供に係る利用規約）</p> <p>第3条</p> <p>1（略）</p> <p>2 前項の受託業者等による再委託は、認めないものとする。</p> <p>第4条</p> <p>1 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条</p> <p>利用者は、自らの不注意などにより調査票情報が漏洩していることが判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合は、速やかに提供者に報告しその指示に従うものとする。</p> <p>第10条</p> <p>1 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、報告書（利用後の措置状</p>

況を含む。)及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を、申出者を通じて提出する。

2 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、申出者を通じて速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告する。

3 (略)

(法令 又は 規約に違反した場合の措置)

第 13 条

1 利用者が法令 又は 本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。

一・二 (略)

三 違反の情報 について、総務省を通じて、法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。

2 利用者が、他の行政機関 又は 指定独立行政法人等から法第 33 条若しくは法第 33 の 2 に基づく調査票情報の提供、法第 34 条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第 36 条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。

3 (略)

況を含む。)及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を、提出する。

2 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告する。

3 (略)

(法令 及び 規約に違反した場合の措置)

第 13 条

1 利用者が法令 及び 本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。

一・二 (略)

三 違反の情報 を法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。

2 利用者が、他の行政機関 又は 指定独立行政法人等から法第 33 条若しくは法第 33 の 2 に基づく調査票情報の提供、法第 34 条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第 36 条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。

3 (略)

<p>第 19 条</p> <p>利用者と提供者は、この規約に <u>定める条項の解釈</u> 及びこの規約に <u>定めのない事項</u> について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。</p> <p>別表</p> <p>① <u>調査票情報の内容を漏洩した場合</u> 当該認定を <u>された</u> 日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>② <u>承諾された利用目的以外の利用を行った場合</u> 当該認定を <u>された</u> 日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>③ <u>正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しなかった場合</u> <u>提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数</u></p> <p>④ <u>正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合</u> <u>公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数</u></p> <p>⑤ <u>上記に掲げるもののほか、法令違反 又は 契約違反、その他の 国民の信頼を損なう おそれがある 行為を行った場合</u> 行為によって提供者が定める期間</p>	<p>第 19 条</p> <p>利用者と提供者は、この規約に <u>定めのない事項</u> 及びこの規約に <u>定める条項の解釈</u> について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。</p> <p>別表</p> <p>① <u>調査票情報の内容が漏洩した場合</u> 当該認定を <u>した</u> 日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>② <u>承諾された利用目的以外の利用を行った場合</u> 当該認定を <u>した</u> 日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合</u> 行為によって提供者が定める期間</p>
---	--